

令和 8 年 第 2 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案 ( 追 加 分 )

令 和 8 年 6 月 3 日 提 出

## 目 次

報告第6号	令和7年度東浦町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について・・・	3
報告第7号	令和7年度東浦町水道事業会計予算繰越計算書の報告について・・・	6
議案第42号	東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について・・・・・・・・	8
議案第43号	工事請負契約の締結について（北部中学校普通教室管理棟トイレ及び 屋根改修工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第44号	令和8年度東浦町一般会計補正予算（第5号）・・・・・・・・・・・・・・・・	10

報告第6号

令和7年度東浦町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり令和7年度東浦町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

令和7年度東浦町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の内訳		
					既特定財源	未特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修事業	1,386,000	1,386,000		国 1,386,000	
		戸籍情報システム改修事業	1,848,000	1,848,000		国 1,848,000	
		戸籍標準化システム改修事業	3,036,000	3,036,000		国 3,036,000	
3 民生費	1 社会福祉費	在宅高齢者エアコン設置助成事業	21,677,000	21,677,000		国 15,047,000	6,630,000
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	1,011,000	809,000		国 809,000	
7 商工費	1 商工費	生活応援クーポン券事業	319,939,000	319,904,495		国 207,506,000	112,398,495
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路用地先行取得事業	6,377,000	1,282,000		国 640,000	642,000
		町道吉田線整備事業	23,360,000	23,360,000		国 11,739,200	11,620,800
		都市計画道路名古屋半田線整備事業	35,184,000	35,184,000	県 35,184,000		
		道路維持修繕事業	34,000,000	34,000,000		国起 16,065,000 16,000,000	1,935,000
		都市計画道路藤江線整備事業	67,468,000	24,439,050		県 8,833,000	15,606,050

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の内訳		
					既特定収入	未特定収入	一般財源
			円	円	円	円	円
10 教育費	1 教育総務費	物価高騰対応子どもの未来応援事業	1,370,000	308,000			308,000
	2 小学校費	小学校施設整備事業	29,942,000	29,942,000		国起 6,216,000 12,300,000	11,426,000
	3 中学校費	中学校施設整備事業	100,573,000	100,573,000		国起 20,912,000 41,200,000	38,461,000
合計			647,171,000	597,748,545	35,184,000	363,537,200	199,027,345

令和8年6月3日提出

東 浦 町 長      日 高 輝 夫

報告第7号

令和7年度東浦町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり令和7年度東浦町水道事業会計予算繰越計算書を調製したので報告する。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

令和7年度東浦町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明				
						財源	内訳							
			円	円	円	円	円	円	円					
1資本的支出	1建設改良費	配水本管布設替工事(7-8工区)(週休2日)	24,000,000	0	24,000,000	国庫補助金	5,980,000	0	0	国の令和7年度補正予算を活用し実施するにあたり、工期を確保するため。  完了予定日:令和8年11月16日				
						過年度分損益勘定留保資金	18,020,000							
		配水本管布設替工事(7-9工区)(週休2日)	37,000,000	0	37,000,000	国庫補助金	9,720,000	0	0		国の令和7年度補正予算を活用し実施するにあたり、工期を確保するため。  完了予定日:令和8年11月16日			
						過年度分損益勘定留保資金	27,280,000							
		配水本管布設替工事(7-10工区)(週休2日)	27,000,000	0	27,000,000	国庫補助金	3,699,000	0	0			国の令和7年度補正予算を活用し実施するにあたり、工期を確保するため。  完了予定日:令和8年11月16日		
						過年度分損益勘定留保資金	23,301,000							
		合計			88,000,000	0	88,000,000	19,399,000	0				0	
								68,601,000						

令和8年6月3日提出

東浦町長 日高輝夫

議案第 42 号

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東浦町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年東浦町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(葬祭補償) 第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、又は応急措置の業務に従事し、死亡した場合においては、町は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、 <b>33 万円</b> に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、又は応急措置の業務に従事し、死亡した場合においては、町は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、 <b>31 万 5,000 円</b> に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた東浦町消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の東浦町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 7 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 18 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 43 号

工事請負契約の締結について（北部中学校普通教室管理棟トイレ及び屋根改修工事）

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

記

- 1 工事名  
北部中学校普通教室管理棟トイレ及び屋根改修工事
- 2 工事場所  
東浦町大字緒川字寿二区地内
- 3 工事概要  
東浦町立北部中学校普通教室管理棟のトイレ及び屋根改修に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事一式
- 4 契約金額  
95,480,000 円
- 5 契約の相手方
  - (1) 名称  
株式会社竹内組
  - (2) 代表者  
代表取締役 竹内 大貴
  - (3) 所在地  
愛知県知多郡東浦町大字藤江字上之山 122 番地の 2
- 6 契約の方法  
一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 44 号

令和 8 年度東浦町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,938,155 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		894,000	5,000	899,000
	1 基金繰入金	894,000	5,000	899,000
歳入合計		19,933,155	5,000	19,938,155

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,932,136	226	2,932,362
	2 徴税費	258,361	226	258,587
4 衛生費		1,668,576	4,339	1,672,915
	2 清掃費	907,624	4,339	911,963
14 予備費		31,679	435	32,114
	1 予備費	31,679	435	32,114
歳 出 合 計		19,933,155	5,000	19,938,155